

奈良県選挙管理委員会告示第五十三号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の各選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条の規定による候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者一人につき、次のとおりである。

平成二十九年十月十日

奈良県選挙管理委員会

委員長 中川清孝

奈良県第一区 金二五、〇八四、四〇〇円

奈良県第二区 金二四、九四二、七〇〇円

奈良県第三区 金二四、六四四、七〇〇円